

登場  
ページ

05  
ページ

09  
ページ

13  
ページ

編集室

# 今週の専門用語



## 特別な検討を必要とするリスク

財務諸表項目レベルにおける評価において、虚偽の表示が生じる可能性と虚偽の表示が生じた場合の影響の双方を考慮して、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクのこと。リスク・アプローチを強化するため、今回の監査基準の改訂により定義がなされた。監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項など、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定する。

## 自社利用ソフトウェア

自社の内部業務に使用されるもののほか、顧客等外部向けのサービス提供に利用されるものも含まれる。例えば、プロバイダ側がクラウド環境に用意し顧客の利用に供する場合は自社利用ソフトに該当する。現行法人税法上、自社利用ソフトは、将来の収益獲得等が見込まれる場合、資産計上を要する（法基通7-3-15の3）。一方、類似のソフトであっても、販売したパッケージソフトを顧客のPCにインストールして利用に供する場合は、販売目的ソフトとして研究開発費の損金算入が認められる。

## 通算税効果額

通算法人間で「損益通算等により減少する法人税相当額」として授受した金額のこと（法26④）。通算法人は、他の通算法人の欠損金を自身の所得から控除することにより税負担が減少する一方、他の通算法人の欠損金は減少し将来の税負担額が増加することから、グループ通算制度により減少する法人税相当額の金銭等の授受が通算法人間で行われることが想定されている。通算税効果額は、連結納税制度の個別帰属額と同様、法人税に相当する金額であるため、益金不算入・損金不算入とされている。

◆東証の市場区分見直しに伴い、CGコードの改訂作業が始まっている。プライム市場上場企業にはより厳しい基準が課される見込み。その一つが独立社外取締役の割合だ。◆機関投資家の中には現在も1/3の独立社外取締役の選任を求めているところが多く、これがCGコードの新基準となる可能性もある。◆既にこれを満たす上場企業も多いが、今後は人選も問われよう。もはや「社外取締役は株主の代弁者」という考え方も古くなりつつある。特にコロナ以降は、従業員、取引先など幅広いステークホルダーと会社の利害を調整する役割が期待されている。社外取締役の選人数増加で、企業は適任者探しにも苦労しそうだ。（Q）

### 週刊T&Amaster 第852号

2020年10月5日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp